

○始良市建設コンサルタント業務等の入札に関する最低制限価格算定要領

令和8年3月10日訓令第9号

始良市建設コンサルタント業務等の入札に関する最低制限価格算定要領

(目的)

第1条 この訓令は、始良市が発注する建設コンサルタント業務等（建設工事に附帯する測量、調査及び設計の業務をいう。）の契約に係る競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び始良市契約規則（平成22年始良市規則第45号）第14条の規定により最低制限価格を設ける際に必要な算定方法を定めることを目的とする。

(最低制限価格の設定対象となる業務)

第2条 最低制限価格の設定対象となる業務は、次に掲げる業務の委託契約に係る競争入札であつて、予定価格が200万円を超えるものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- (1) 前条第1号に定める業務 10分の8.2
- (2) 前条第2号から第4号までに定める業務 10分の8.1
- (3) 前条第5号に定める業務 10分の8.5

2 複数の積算基準の業種からなる業務の最低制限価格の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 測量・設計業務 測量業務価格に82パーセントを乗じた額と設計業務価格に81パーセントを乗じた額の合計額に100分の110を乗じて得た額
- (2) 地質調査業務・設計業務（解析等調査業務） 解析等調査業務は地質調査業務として取り扱い、調査業務価格と設計業務価格の合計額に85パーセントを乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

3 前2項各号の規定により算出された額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(最低制限価格設定の付記)

第4条 最低制限価格を設定する場合には、一般競争入札にあつては当該一般競争入札の公告に、指名競争入札にあつては当該指名競争入札の指名の通知に、その旨を付するものとする。

(公表等)

第5条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

この訓令の規定は、施行日以後に公告又は指名通知を行った入札から適用する。

附 則（令和8年3月10日訓令第9号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。